

獣医師法に基づく獣医師の届出義務 (届出期間：令和5年1月1日～31日)

獣医師法に基づく獣医師の届出義務 (届出期間：令和5年1月1日～31日)

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
瀧川佳子

獣医師法には、獣医師が果たすべきさまざまな義務が定められていますが、そのひとつに2年に一度の届出義務があります。令和4年度は届出の年に当たるため、その制度の概要や必要性についてお知らせします。

令和4年度は届出の年です

今回の届出から、行政から獣医師の皆様へ情報発信ができるようメールアドレスや、これまでの就業経験年数、万が一の家畜防疫時のご協力の是非等を伺うよう様式が変更されました。また、これまでの紙媒体での届出に加えて、eMAFFという農林水産省の電子申請システムでも届出ができるようになりました。

*eMAFFをご利用の場合には、初期登録にご本人様確認のためのマイナンバーカードと、1週間程度の登録時間が必要となりますのでご注意ください。

届出期間は来年令和5年1月1日から31日までとなります。詳しくは農林水産省のウェブサイトをご参照してください。

○届出様式や記載方法について

(「獣医師 届出」で検索)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



*婚姻等により、氏名や本籍地の都道府県が変更された場合は、別途、変更申請が必要です。ご注意ください。

(「獣医師 変更申請」で検索)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo/henkou.html>

制度の概要

獣医師法第22条(届出義務)では、「獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない」とされています。

届出に際しては、決められた様式に12月31日現在の氏名、住所、業務内容等を記入し、翌年の1月中旬に現住所のある都道府県(県庁の畜産主務課や家畜保健衛生所など、都道府県ごとに異なります。また、市町に届出先を移譲している地域もあります。)に提出することになります。

なお、この制度は、戦時中に国家総動員法に基づき獣医師に職業能力の申告義務が課せられたことに始まり、当時は、申告に基づき徴用された多くの獣医師が、軍馬の増産などの軍務に従事したそうです。

届出の必要性

現在の獣医師法に基づく届出義務は、獣医師免許を保有し、日本に現住所がある全ての人を対象となり、獣医師免許の不要な仕事に就いている場合や、育児休業、定年退職などにより現在就労していない場合であっても届け出ることが必要です。また、一度届け出れば終わりではなく、獣医師免許を保有している間は2年ごとに届出が必要であり、獣医師法では、期日までにこの届出をしなかった場合、免許の取消や停止を命じることがあるとされています。

手間がかかると思う方もいらっしゃると思いますが、動物衛生の向上や畜産振興に加え、公衆衛生や食品安全の確保などさまざまな分野で、獣医師法に基づく診療行為といった獣医師のみに与えられたさまざまな権利を用いて、社会に貢献する獣医師の皆様の数や就業状況、職域の分布等を的確に把握し、社会的ニーズに応じた獣医療の提供体制を整備するうえで重要な制度です。

この届出の結果から、小動物診療分野に従事する人が4割近くを占めること、女性は男性より無職の割合が高いことなどが明らかとなり、農林水産省では、これらのデータから、産業動物獣医師の確保対策や、女性獣医師等の職場復帰・再就職の支援などの対策を進めることとしています。

なお、医療行政の基礎資料を作ることを目的とし、医師や歯科医師、薬剤師も同様に、法律に基づき2年に一度の届出が義務付けられています。

来年、令和5年1月は届出月間ですのでどうか獣医師法第22条の届出をよろしく願いいたします。

(参考) 直近の届出結果 (単位: 人)

		令和2年	割合(%)	
活動 獣医師	産業動物診療		4,402	10.9
	公務員	農林水産分野	3,405	8.5
		公衆衛生分野	5,531	13.7
		その他	482	1.2
	小動物診療		16,203	40.3
その他の分野		5,832	14.5	
小計		35,855	89.1	
獣医時に従事しないもの (無職含む)		4,396	10.9	
合計		40,251	100	

これまでの届出結果については
(「獣医師 データ」で検索)

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyui/>

【獣医師法第22条の届出書】

(表)

第6号様式 獣医師法第22条の届出書 (令和 年12月31日現在)

(1) 登録番号	第 号	(2) 本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3) 登録年月日	年 月 日	(4) 生年月日	年 月 日
(5) 氏名		(6) 性別	男・女
(7) 現住所	〒 電話番号		
(8) メールアドレス			
(9) 主たる職業 (110)から(12)までの各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。該当するものが2つ以上ある場合は、(15)に従って職業の概要欄に(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。			
(10) 業務の種類	(11) 業務の内容	(12) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者)	01 個人診療施設	
II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥	2 他者が開設する診療施設において診療の業務に従事	02 農業協同組合	
III I 及びII以外の診療	3 自ら往診のみによって診療の業務に従事	03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合	
IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの	4 他者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事	04 国	
V 獣医学上の知識を必要としない業務	5 行政事務に従事	05 都道府県	
VI 無職(学生、その他)	ア 農林畜産イ 公衆衛生ウ 環境エ その他	06 市町村	
i 獣医系大学の大学院生	6 試験研究に従事(大学勤務を除く)	07 独立行政法人	
ii その他学生	7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員)	08 国立大学法人	
iii その他	8 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員)	09 私立学校	
	9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員)	10 競馬関係団体	
	10 その他の業務に従事	11 民間企業	
	ア 製薬イ 飼料 ウ その他	12 公益法人、一般社団法人等	
		13 その他	
		(04)から(06)までのいずれかを○で囲んだ者は、(1)から(3)までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。	
		(5)又は(10)で囲んだ者は、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。	
(13) 勤務先の名称		(14) 勤務先の所在地	〒 電話番号
(15) 従たる職業の概要			
(16) 業務経験			
① 臨床経験 (産業動物診療)	有・無	② 臨床経験 (小動物診療)	有・無
(17) 防疫業務への協力	可・不可	(18) 出身地	都道府県 外国
(19) 備考			

裏面へ続く (日本産業規格A4)

(裏)

注意

- 登録年月日とは、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)
- 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
 - I 及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。
 - 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。
 - 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- 従たる職業の概要には、(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。また、(10)のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(11)の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を丸で囲むこと。
- 届出書の経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を(19)備考欄に記入すること。
- 届出書の利用目的は、次のとおりである。
 - 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 農林水産省において、獣医師に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医師体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。